

別記様式2

生産行程管理業務規程

令和7年3月15日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒673-0895）兵庫県明石市岬町33-1

（ヒョウゴケンアカシシミサキチョウ33-1）

名称（フリガナ）：明石鯛ブランド化推進委員会

（アカシダイブランドカスイシンイインカイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：会長 戎本 裕明

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：第4類 水産物類

区分に属する農林水産物等：魚類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：明石鯛（アカシダイ、アカシタイ）、Akashi Dai、Akashi Tai

4 明細書の変更

明石鯛ブランド化推進委員会（以下「委員会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

生産行程管理業務は委員会が統括し、実務全般については、委員会の構成員である明石浦漁業協同組合、林崎漁業協同組合、江井ヶ島漁業協同組合、東二見漁業協同組合、西二見漁業協同組合及び神戸市漁業協同組合（以下「各漁協」という。）が実施することとする。委員会は各漁協及びその構成員たる生産業者（以下「生産業者」という。）に対し、「明石鯛」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 各漁協の手順

各漁協は、「明石鯛」の生産地及び生産の方法を遵守して出荷した記録として「出荷伝票」等を保管する。

イ 委員会の手順

委員会は、各漁協から「明石鯛」の出荷実績を入手し保管する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

委員会は、上記（１）のア及びイの手順について、年１回以上、その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

委員会は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

委員会は、上記５（１）の周知の際に、地理的表示である「明石鯛」及びGIマーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- （１）明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された「マダイ」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- （２）GIマークを使用する場合は、地理的表示である「明石鯛」と併せて使用すること。
- （３）GIマークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

委員会は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、委員会は、当該生産業者の生産した「マダイ」について、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

委員会は、上記６及び８に関して、「明石鯛」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

委員会及び各漁協は、次の資料をその作成日又は取得日から５年間保存するものとする。

- （１）上記５における「明石鯛」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- （２）明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び委員会が行った指導等に係る資料

11 連絡先（文書送付先）

